

地域再生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表  
 ○ 地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五条第四項第一号ロ(3)の政令で定める港湾施設及び漁港施設は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾又は地方港湾の港湾施設及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設とする。</p>	<p>（地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第五条第四項第一号ロ(3)の政令で定める港湾施設及び漁港施設は、地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設とする。</p>